

北海道議會時報

第 6 卷 第 6 號

昭和 29 年 6 月



北海道議會事務局

— 第 6 號 目 次 —

議會の動き

第一回臨時道議會

本会議

常任委員会

特別委員会

総合開発調査特別委員会

暴風雪害対策特別委員会

會 合

全国都道府県議会議長会緊急幹事会

資 料

地方交付税第二回概算交付額

北海道開発道路選定基準建設省成案

適用、準用河川の本数調査まとめ

公立学校、校舎、屋内運動場の基準坪数

雜 録

地方行政疑義問答集

報道から拾う

松本三益氏に無罪判決

可燃性織物法修正案を可決

艦艇貸與協定調印

眞珠貝採取日豪暫定取決め

圖書室便り

五月のメモ

24

25

26

28

16

17

18

20

21

23

表紙写真

すずらん

北海道議会議事務局撮影

議会の動向

K.U

第一回臨時道議會

第一回臨時道議會は去る五月九日突如本道を襲つた暴風雪害による被害対策を主題として、五月十七日招集され、同日開会即日閉会した。

本 會 議

第一回臨時道議會に知事から提出のあつた案件

| 提出月日 | 番 號 | 件 名 | 議事経過 |
|------|-----|--------------|--------------|
| 五、一七 | 一 | 一時借入金の議決変更の件 | 五、一七 原案可決 |
| 同 | 報 告 | 専決処分報告の件 | 五、一七 承認議決 |

議員から提出のあつた案件

| 提出月日 | 番 號 | 件 名 | 議事経過 |
|------|----------|------------------------------|--------------|
| 五、一七 | 意見案 一 | 北海道における五月暴風雪害復旧に関する意見書 | 五、一七 原案可決 |
| 同 | 會議案 一 | 北海道議會暴風雪害対策特別委員会設置案例 制定の件 | 同 |
| 同 | 決議案 一 | 暴風雪害対策特別委員会調査経費に関する件 | 同 |

○五月十七日 午前十一時四十三分、蒔田議長開会を宣し、引続き開議會議録署名議員の指名、諸般の報告の後、議長より元道會議員西島儀助君は四月六日、元衆議院議員南雲正朔君は同七日逝去につき弔詞を贈つた旨報告、ついで知事より本道五月における暴風雪害の概況と措置について、また教育長より文教施設の被害概況についてそれぞれ報告があつて、日程に入り、日程第一議案第一号及び報告第一号を議題に供し、知事の説明を聴取して午後零時七分一旦休憩、午後二時四十七分時間延長のため再開直ちに休憩、午後五時五十分再開、諸般の報告の後議案第一号及び報告第一号につき委員会付託を省略し、書記朗読の上異議なく可決、次に日程第三、會議案第一号及び決議案第一号を議題に供し趣旨弁明を省略して直ちに可決、次に日程第四、閉会中請願陳情継続審査の件(暴風雪害関係のもの)を議題としこれを即決、以上をもつて案件の全部を議了したので閉会を議決し、蒔田議長より閉会挨拶があつて、午後六時散会。

暴風雪害に関する知事報告要旨

本日ここに急遽臨時道議會を招集致しましたのは、去る五月九日、突如本道を襲つた暴風雪による被害が極めて甚大であり、特に人的被害が多い状況にありますので、これについて報告を行い、今後各位とともにこれが対策に方全を期さんとする意図によるものであります。

御承知のとおり、今次の災害は全道全域に及ぶ稀にみる暴風のため発生したもので、この原因たる低気圧は、札幌管区気象台において昭和九年以後二度目であり、網走測候所においては開設以来六十一年の記録とされているものであります。

このため、全道的に広汎かつ大なる被害をこうむり、特に鮭鱒漁網漁業出漁中の漁民は最も甚しい損害を受けたのであります。

十六日十八時までには判明致しました被害の状況は、別途御手許に配付致した被害状況表のとおりであります。まず水産被害は、全道全沿海にわたり、特に根室沖太平洋上における漁業従事者推定五〇〇名を超える損失は、最も深刻かつ憂慮に堪えないものであります。

一方物的被害においても、漁船三百六十隻、漁網漁具約二十一万七千件の外漁業

施設の被害もまた大でありまして、実に今次災害の最大を占めている状況であります。

また、冷害克服を目標に努力し漸く育成をみた農作物においても、温冷床苗代、紙被覆苗代設備の破損をはじめ、表上の剝脱による畑作種子及び作物の飛散、稚苗の埋没等の田畑被害は約二万町歩、温床被害は約二百四十万坪に達しているのであります。

次に家屋被害について申し上げますと、開拓農家を含む住家約二万一千四百戸、中、小学校等の公共建物約六百九十棟、その他非住家約一万七百棟、合計三万二千八百戸という広汎かつ甚大な被害状況になっております。

土木被害においては、道路・河川・橋梁・海岸・港湾等百三十カ所の被害を受け、その他林業等を含め現在総額約四十九億の被害をこうわつたのであり、今後精査の結果は、さらにこれを上廻るものと予想せられるところであります。

私は、災害発生当時東京においてこの広汎かつ甚大な被害の概貌を把握することができ、事の容易ならざるを予想致しましたので、直ちに被害状況の資料を整え、在京中の道議会議員各位とともに、道選出国会議員の御協力を得て、政府・国会に対し、被害の状況と事態の重要性を報告致し、併せて今後の復旧に關し深い御支援を懇請して参つた次第であります。

政府並びに国会においては、現地調査の上、今後の対策を約されたので、道における緊急措置の万全を期せんがために、空路帰庁し、直ちに災害対策本部を設置して事態に処する態勢を整備した次第であります。

この間、道議会におかれては、被害の惨状判明に伴い、それぞれ関係常任委員会が開催せられ、対策協議がなされたのであります。

また去る十四日には、衆議院農林委員一行六名が来道され、さらに一昨十五日には大野北海道開発庁長官が来道のうえ、親しく調査されて行かれることになり、本日は衆議院水産委員一行五名が根室方面まで調査されることになつてゐる次第であります。

災害発生後、道においては、直ちに被害の全貌把握のため実態調査に當ると同時に、緊急対策をもつて救難救助に万全を期し、それぞれの措置を講じたのであります。が、まず、今次災害において最も重要な、海上における救難に処してとつた緊急措置から申し上げます。

本道根室・釧路・日高方面及び網走方面を根拠地とする根室沖太平洋及びオホーツク海に出漁中の鮭鱒流網等の漁船約二百七十三隻の安否が、その性能上特に危惧

されたことは申すまでもないところであります。

道と致しましては、十日現地機関と緊密な連絡のもとに、海上保安部はもとより米軍航空隊の出動、北日本航空及びフリーゲート艦による搜索実施の措置をとつた次第であります。

この結果、十二日には海・空一体の捜査によつて曳行あるいは自力航行により、百六十九隻の帰港を確認することができ、十三日に至り、三十三隻、十四日には四隻、一昨十五日には七隻の帰還をみたのでありますが、昨十六日現在において四十五隻はまだその行方が不明の状況にあり、深愛この上もない状態にある次第であります。

この間、米軍機は十二日十三機、十三日には大型十機をもつてそれぞれ搜索を行い、海上保安部監視船十二隻及びフリーゲート艦九隻は現在も引続き六十余隻の各民間船舶とともに捜査を続行しているところであります。

また、遭難船の一部は、千島方面に漂流し、ソ連の領海に入つたものがあるとも考えられますので、直ちに道日赤支部より本社を通じ、ソ連に対し交渉を依頼致しましたことは、各位のすでに新聞で御承知のところと存するのであります。

私は、家族の心情を想ひ、今後なお捜査に万全を期したい所存ではありますが、留守家族の方々とともに、一日も早くこれら遭難船の状況が判明しますことを心から祈念申し上げる次第であります。

この惨事を契機として、再びこのような事態がくり返えされない措置を各位とともに強くその推進を計り度いと存じます。

農業関係におきましては、水田地帯は時あたかも育苗中であり、暴風による温床の大破は、本年産米の生産に重大な支障を与えることは言を俟たざるところでありまして、農家経済に及ぼす影響もまた極めて深いものがあるかと存するのであります。

なかんづく石狩・空知・上川・留萌方面においては、降雪を伴つたがために、温床の保全は焦眉の急とされたので、関係機関の協力を得て、温床紙のトラック輸送を行い、現在までには百三十万枚の配給を完了致した次第であり、一方これが被害を最小限度に止めるために技術指導徹底を基し、農業関係職員を総動員して、実地指導を強行いたしました外、新聞・ラジオ等を通じて、全農家に対しその措置の浸透を急速に図ることを努めた次第であります。

今次、暴風のため全壊または半壊に至つた家屋は、住家のみで約三千戸にも及びましたことは、被害状況表のとおりであります。このうち、最も被害の著しい十

勝支庁管内、御影、音更、清水、芽室、鹿追、箬別、池田、川西、新得の九カ町村及び胆振支庁管内白老村並びに根室支庁管内羅臼村の十一カ町村に對しましては、それぞれ直ちに災害救助法の発動を行い、罹災者の救助に遺憾なきを期した次第であります。

以上のとおり、道は直ちに緊急の措置をとつたのでありますが、今次災害の特徴として、第一には人的被害が甚大と認められる点、第二には被害が全道にわたつた点、第三としては、昨年度における災害の累積に遭遇している現状において今次災害による道民生活に及ぼす影響は極めて深刻であるという点であり、第四には長期農業気象予想に對する唯一の対策である温冷床苗代等が異常な打撃を受けた点であります。

これらの第三、第四の点に鑑みまして、本年度においては特に農家の冷害克服に對し一層周到、熱意のある運動が期待される所存であります。

私は、このような考え方に基つき、今後の対策を概ね次のように進めて行きたい所存であります。

まず、水産業につきましては、道東海域においては鮭鱒流通網業の盛漁期であり、道北地区においては春鯿凶漁につづく災害でありますため、早急なる復旧を要するのでありますが、漁船、漁具その他水産施設の復旧は所要資金が巨額に達するので、融資を円滑ならしめるために、特別立法の措置を國に要請したいと存じます。

さらに、同様な災害を二度と惹起せしめないためには、復旧船及び出漁船の大型化、通信施設の整備をはかるとともに、気象観測地点の拡大について國に要請し、漁業気象の把握を適確ならしめたいと存じます。

また、漁船乗組員の救護措置、遺家族生活救護措置については応急の措置を進める一方、漁業災害補償制度の確立に努力したいと思つております。

次に農業につきましては、昨年の冷害に引続いての今回の災害であり、さらには耕種期にありますため、これが早急なる復旧を要するのであります。水稲保護、苗代用資材の購入、種子及び肥料の購入農業施設復旧に要する経費については、國の高率助成と低利な融資を受けるため水産の場合と同様特別立法の措置を要請したいと存するのであります。

土木関係につきましては、過年度災害復旧の促進を図るはもちろん、今回特に被害の多い市町村管理港灣施設の復旧に努めたいと思つております。

住宅関係につきましては、災害公営住宅の建設、住宅金融公庫融資住宅の建設等に関し、高率の補助と低利急速な融資について特別措置を要請致したいと存するのであります。

であります。

最後に、開拓者の営農については一般農家と同様な措置を講ずるとともに、開拓者住宅の復旧については國に要請し速かなる復旧をはかる所存であります。

以上、これらの諸問題の具体案については、議会の協力を得て急速にこれを作成し、北海道開発庁長官に對しては離道までに提出要請を行うとともに、引き続き政府並びに國會に對し強く接衝を致さんとする次第であります。

私と致しましては、中央接衝を要するものは、これを強く行い、また道として行い得る措置は、これを速かに実施し、罹災者の再起を念願しつつ、災害地域の急速なる復興のために、議員各位とともに格段の努力を致す所存であります。

以上の趣旨を御了承の上何とぞよろしく御協力御支援を御願ひ申し上げます。

教育長報告要旨

昭和二十九年五月九日日本道を襲つた暴風雪は各地の文教施設に對しても少なからぬ被害を及ぼし、ただいままでに判明致しました状況は

罹災市 十三市

町村 六五町村

計 七八市町村に達し

小学校 一八三校 被害額 八千六百万円

中学校 六六校 被害額 四千四百万円

高等学校 六五校 被害額 一千三百万円

盲ろう学校 四校 被害額 一百万円

計 三一八校 一億四千四百万円

児童 死亡 一名

であります。なお今後精査の結果この数は相当増加する見込であります。

この対策と致しましては、道委員会事務局関係各課において直ちに対策事務処理委員会を組織し、緊密なる連絡のもとに応急処置に万全を期しております。

これの復旧につきましては、國の助成と起借等が当然必要となつてまいりますので、取りあえず中央関係各省及び国会議員にその状況を連絡し、協力を求めたいと存じます。

また、今回この災害状況視察のため来道されました大野開発庁長官に對しましては詳細にその状況を説明するとともに、現地の視察を願つたのであります。

道の直轄する学校の被害につきましては、その復旧に約一千五百万円の経費を必

要とする見込であります。この内緊急を要するものにつきましては、取りあえず既決予算の内より支弁することとし、緊急措置を講じておりますが、何分にも既決予算が僅少のため、到底これのみで賄うことは不可能でありますので、何れ近い機会において追加予算提案の必要があるものと存じますので、その節は何卒宜しく御願申し上げる次第であります。

罹災救済員につきましては、公立学校共済組合より災害見舞金及び災害貸付金等の支出をなし、救済をはかることと致しております。

罹災児童、生徒数はまだ詳かではありませんが、関係方面と協力致しまして、その援護につき万全を期する所存であります。

以上、今次災害の概要を御報告申しあげ、議員各位の特段の御協力をお願い申し上げる次第であります。

意見案第一號 (昭和29、5、17原案可決)

北海道における五月暴風雪害復舊に關する意見書 (陳情書)

一 本年五月北海道に発生した暴風雪害復旧のため、昨年六、七月の災害に準じ、(漁業関係については昭和二十七年十月オホーツク海暴風浪災害に準じ) 特別の立法措置を講ぜられ、各種復旧資金、再生産資金及びつなぎ資金の融通並びに利子補給、各種復旧事業に対する高率補助金の交付、起債、地方交付税の増額等地方財政、補填措置、罹災者に対する国税の減免、援護措置の完備等総合的対策を速かに講ぜられよう要望する。

(理由)

本年五月九日夜半より十日にかけて、北海道一帯は、昭和九年以来といわれる大暴風に加えて降雪に見舞われ、本道全域にわたり、住宅その他民家の倒壊、破損、生育中の水稲保護苗代施設の破壊、時付直後の畑作物の飛散、海岸及び耕地防風林の倒折、その他学校、病院、保健所、隔離病舎、道路、河川、港湾等の公共施設の損壊並びに漁船の沈没、破壊、行方不明に伴なう人命喪失の外、漁具、漁網の流失等この種災害としては稀に見る大損害を招来し、道民全般の生活に及ぼす影響は深刻なものである。

道においては、災害発生と同時に災害救助法の発動を行い、遭難漁船に対しては関係方面と連絡の上迅速な救援の措置をとり、また育苗最盛期にあつて甚

大な損害を受けた温冷床苗代に要する資材の緊急手配を行う等当面緊急の措置を講じ、関係市町村との連絡の下に、挙げてこれが応急対策に全力を傾注して民心の安定に努力している。

併しながら五月十六日現在における被害総額は、約四十九億円の巨額に達する大災害となり、今後なお調査の進行に伴ない、被害額が増大することが見込まれ、現在の逼迫した経済情勢下にあつて、これが復旧は容易ならざるものがある。

依つて、国におかれては、今次本道の災害に対し、昨年六、七月の災害の場合に準じ(漁業関係については昭和二十七年十月オホーツク海暴風浪災害に準じ) 特別の立法措置を講ぜられ、農林漁業関係の災害復旧及び再生産事業に対する資金並びにこれがつなぎ資金の融通、利子補給、高率国庫補助金の交付を行うとともに、住宅及び公共施設の復旧策を講じ、併せて起債、地方交付税の増額等地方財政補填措置、罹災者に対する国税の減免、援護措置の完備を期する等強力なる総合的対策を速かに講ぜられるよう要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。
昭和二十九年五月十七日

北海道議会議長 時田 余吉

| | |
|----------|----------|
| 衆議院議長 | 衆議院議長 |
| 参議院議長 | 内閣総理大臣 |
| 大蔵大臣 | 農林大臣 |
| 建設大臣 | 厚生大臣 |
| 運輸大臣 | 文部大臣 |
| 労働大臣 | 北海道開発庁長官 |
| 北海道開発庁長官 | 内閣官房長官 |
| 自治庁長官 | 水産庁長官 |
| 北海道開発局長 | |

各通(行政庁以外は陳情書として提出する)

常任委員会

議會運営委員会

○五月十七日 午前十時五十六分、議長室において開議。

① 今臨時議会の会期等議事運営について協議、暴風雪害対策に関する意見書の提出、特別委員会の設置及び委員数については各党において検討の結果再度協議することとし、本会議開会を午前十一時三十分とし、災害に対する知事報告の後再開することを確認して一旦休憩、午後一時四十四分再開。

② 意見書の提出を決定、特別委員会の設置については意見がまとまらず再度休憩、午後四時二十五分再開。

③ 意見調整の結果、全員で構成する特別委員会を設置し、正副委員長は正副議長を充て運営については、常任委員会所管事項毎の分科会を作り、総合運営には議運委員をもつてする理事をあてることとし、経費は百五十万円とすることに決した。

④ 次に議事の順序を(1)議案及び報告の即決、(2)意見案第一号朗読後即決、(3)特別委員会設置条例(会議案第一号)即決、(4)特別委員会調査経費に関する決議案即決、(5)閉会中継統審査案件(請願、陳情)の即決、(6)即日閉会の議決とし、

⑤ 特別委員会の行事は明日行うよう各党に連絡することとして、午後四時五十二分散会。

總務委員会

○五月十三日 午前十一時二十分、第一委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、五月災害状況及びその措置に関する知事の報告聴取は、午後より開催予定の在札議員による暴風雨雪害対策

協議会において行うことについて諮り、そのことに決し、

② 次に町村合併問題について説明を聴取、川入委員(社右)より、町村合併における町村の自主的の希望と支庁の勸奨について、金沢委員(自)より、昨日の町村合併審議会の模様及び合併の基本となる人口の問題について、吉田(定)委員(協俱)より、北海道町村合併計画事務局試案総括表の外に理想的な合併の考え方について、田中副委員長(自)より、現地調査の問題について、山内委員(労)より、士別、上士別、多寄三町村合併による市制施行と温根別村の去就について質疑があり、地方課長事務取扱よりそれぞれ答弁、ついで現地調査の問題について諮り、田中副委員長(自)及び山内(労)川人(社右)金沢(自)各委員より意見があり、現地調査を行うことに決し、一班松前、二班赤平、紋別、三班士別、名寄の各班を編成、調査は二十四、五日頃より行うこと、参加班については十七日の臨時議会出现の際協議することとした。

③ 次に地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い北海道税条例の賦課徴収に関する急務を要する事項の暫定措置条例の専決処分について税務課長より説明を聴取、ついで母子金庫事業費二千三十万円は社会福祉協議会に一括して委託料として出すことの専決処分について財政課次長より説明を聴取、何れもこれを了承することとして、午後一時十五分散会。

○五月十七日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、議案第一号一時借入金金の議決変更の件を議題に供し、副知事(野口)より説明を聴取、各党の承認を得た上で即決とすることに決し、

② 次に報告第一号専決処分報告の件を議題に供し、副知事(野口)より説明を聴取、承認議決とすることに決定、

③ 次に町村合併事情調査の日程及び派遣委員について、第一班松前町は五月二十三日より二十六日まで四日間、田中副委員長(自)山

内(勞)吉田(定)(協俱)金沢(自)各委員、第二班紋別、赤平町は五月二十三日より二十七日まで五日間、多田(社右)大久保(協俱)窪田(公)太田(社左)宮北(協俱)各委員、第三班士別、名寄町は六月一日より五日まで五日間、川人(社右)鈴木(社左)二瓶(協俱)井川(協俱)各委員及び立原委員長(自)と決定、

④ 次に士別村愛村同志会長より、上士別村の士別町に合併反対について、風連町長より多寄町と風連町の合併促進について陳情を聴取、午前十一時五十分散会。

○五月十八日 午前十時四十分、副議長室において開議。

① 立原委員長(自)より請願の審査を行う旨を述べ、請願第九十五号を採択、

② ついで町村合併事情調査の日程は、暴風雪害被害地調査のため期日を延期することとし、第一班は六月三日、第二、三班は六月一日より実施のことに決し、午前十時五十分散会。

衛生委員會

○五月十八日 午前十一時五分、副議長室において開議。

① 金沢委員長(自)より、五月暴風雨雪害衛生部関係の被害状況について説明を求め、衛生部長より、被害状況並びに衛生関係施設被害対策要望事項について説明、

② 次に委員長より、札幌医大の施設拡充及び定員増加について、川人委員(社右)より、道内の医師不足解決について意見があり、衛生部長より、札幌医大の解剖学教室拡充計画について説明、立原委員(自)より、札幌医大の癌治療の機械器具等の充足について、委員長より、札幌医大の起債見直しと定員増加について、山内委員(勞)より、定員増加と予算増額の必要について質疑及び意見があり、衛生部長より応答、本件の陳情方法については委員長一任とすること

に決定、

③ ついで二瓶委員(協俱)より、保健所医師の充足について、山内委員(勞)より、医師手当の免税措置の問題についてそれぞれ意見があり、衛生部長より答弁、委員長より、医師の待遇問題については委員会としても十分理解している旨を述べ、午前十一時三十分散会。

○五月三十一日 午前十一時二十五分、第一委員室において開議。

金沢委員長(自)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第三号、第六十四号、第六十八号、第七十三号、第七十四号、陳情第三百十三号は採択、請願第三十五号、第三十七号は継続審査に決し、暫時休憩、午後零時四十分再開、直ちに散会。

文教委員會

○五月十八日 午後二時三十分、第二委員室において開議。

① 林委員長(協俱)より、協議会形式で議事を進める旨を述べ、五月暴風災害について十七日の臨時議会における報告の後に判明したものについて説明を求め、学校管理課長より説明、委員長より、被害増加の見直しについて、中山(協俱)井口(社左)委員より、被害校における授業状況について質疑があり、学校管理課長より答弁、委員長より、復旧対策に努力されたい旨を述べ、協議会を終了、

② ついで議事に入り、協議会形式によつて行つた議事を本委員会の記録として取扱うことを了承して、午後三時五分散会。

民生委員會

○五月十七日 午後一時三十五分、第二委員室において開議。

本多委員長(協俱)より、報告第一号専決処分報告の件を議題に供

し、新川委員（労）より、実施の時期について、委員長より、社会福祉協議会における運営の方法について質疑があり、婦人児童課次長より答弁、異議なく本件を承認することに決し、午後一時四十分散会。

○五月十八日 午前十一時十分、第二委員室において開議。

① 本多委員長（協俱）より、請願の審査を行う旨を述べ、請願第九十二号は採択に決し、

② 次に委員長より、上京中の民生部長より昨日入った中央折衝状況の無電連絡について報告、午前十一時三十七分散会。

農務委員会

○五月十五日 午前十時三十分、第一委員室において開議。

① 冒頭網走市長より五月暴風雪害対策についての陳情を聴取した後、宮本委員長（協俱）より今次暴風雪害対策について協議する旨を述べ、まず委員長よりこれに対する在京中の運動経過について、

また三沢委員（社左）より、高度集約酪農地区設定についての中央折衝経過を報告、引続き理事者より今次災害の経過及び処置について説明を聴取、これに対し、朝倉（自）三沢（社左）平野（自）の各委員より、財政上の措置、被害計数の喰い違いの問題等について質疑、農務部長、農政課長より答弁、

② 次に今次災害の視察に來道する大野開発庁長官、衆院農林委員に対する要望事項及び案内等の問題について諮り朝日（協俱）若林（社右）委員より意見があり、部長より要望事項その他についての説明があつた後、道内被害状況調査と併せ次のように委員派遣を決定した。

- (1) 大野開発庁長官一行案内、村上委員（自）
- (2) 衆院農林委員一行案内、平野副委員長（自）

(3) 石狩、空知支庁管内調査は三沢（社左）岡林（社左）両委員及び上川支庁管内は天谷（協俱）若林（社右）両委員

③ 次に臨時道議会の開会と関連して災害対策特別委員会を設置することについての農務委員会の態度について諮り、岡林（社左）若林（社右）三沢（社左）朝倉（自）天谷（協俱）各委員より意見があり、委員会としては特別委員会を設置することについては異議はないが、農業被害については原則として独自で動くことに決定して、午後零時二十二分散会。

○五月十七日 午後六時八分、第一委員室において開議。

五月暴風雪災害に対する中央要望事項について農務部長より説明を聴取、若林委員（社右）より、温冷床の被害に対する助成要望と二十九年度分補助との関係及び肥料代の助成要望について質疑があり、農務部長より答弁、中央に対する要望事項については農務部長説明のとおり強力で推進することに異議なく決定、午後六時三十分散会。

○五月十八日 午前十一時二十六分、第三委員室において開議。

① 宮本委員長（協俱）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第八十八号、第九十三号、陳情第三十一号乃至第三百三十三号は採択に決し、

② ついで農務部長より、本日午後二時三十分、知事室において衆院農林委員に対し昨日の委員会で説明した暴風雪害対策要望事項について要望するので農務委員の出席を願いたい旨の申し出があり、委員長より、都合のよい委員の出席を求めて、午前十一時四十五分散会。

林務委員会

○五月十八日 午前十時十八分、第三委員室において開議。

- ① 西川委員長（協俱）より、道村移出並びに消流状況調査について報告を求め、平野委員（自）より報告、岡林委員（社左）より、関連して長野県とのからま、つ幼苗委託問題のその後の経過について説明を求め、林務部長より説明、三沢委員（社左）より、幼苗の道内育成について、天谷委員（協俱）より、幼苗委託問題と道の今後とるべき措置について、岡林委員（社左）より、採種林伐採に対する対策について、大沢委員（自）より、二十八年度産の發育不良のものについて質疑があり、また平野（自）若林（社右）委員より、道管検査の規格の不統一について質疑及び要望があり、林務部長より答弁、
- ② 次に請願の審査に入り、請願第九十一号は採択に決定、
- ③ 次に懸案となつていた道内調査については、暴風雪害調査との関係もあり日程、派遣委員は正副委員長に一任とすることとし、
- ④ 次に五月暴風雪害による林務関係被害について林産課長より説明を聴取、午前十一時二十五分散会。

水産委員会

○五月十四日 午前十時四十五分、議長室において開議。

- ① 坂本委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第二十五号、陳情第五十七号乃至第六十号、第六十二号、第六十三号、第六十七号は採択、陳情第六十一号は継続審査、同第五十六号は議会の会議に付するを要せざるものと決定、暫時休憩、休憩中、北海道漁業協同組合連合会会長より、(1)五月九、十兩日の暴風雨による漁業災害の復旧、救済対策について、(2)春鯨凶漁対策の促進について陳情を聴取、午前十一時三十分再開。

② 休憩前に引続き陳情の審査を続行、陳情第三百三号、第五百号、第百二十七号は採択、同第四百号は不採択、同第二百二十号は継続審査

に決し、

- ③ 次に水産部長より、衆議院の水産委員四名が今次の暴風雨による漁業災害状況の調査に來道すると連絡があつた旨を報告、ついで同部長より漁業災害状況及び漁業災害総合対策について説明を聴取、午後零時五十分散会。

○五月十七日 午後三時十分、第一委員室において開議。

- 坂本委員長（自）より、五月暴風雨による鮭・鱒流網漁業の災害対策の問題を議題に供し、井野委員（社左）より、臨時議会に提案の一時借入金と緊急融資の関係及び被害漁家に対する網の現物送付による緊急措置について質疑、漁政課長より答弁、旭委員（自）より、特別立法がきまるまでに再起できるよう緊急融資の措置について、また井野委員（社左）より、一時借入金の中より資材の手当等早急に措置すべき旨の意見があり、結局道東の鮭・鱒流網漁業被害に対し早急に資金の融資措置を講ずるよう委員長より知事に申し入れすることに決し、午後三時四十五分散会。

農地開拓委員会

○五月十三日 午前十一時三十五分、議長室において開議。

- ① 日高支庁長より、日高管内の四月、五月水害及び暴風による農地開拓、水産関係被害に対する復旧救済対策について陳情を聴取、
- ② 次に安達委員長（自）より、開拓並びに土地改良事業国費予算獲得に関する上京折衝の経過について報告、舩田委員（協俱）より、軌道客土の補助率復元の見透しについて質疑があつて、
- ③ 次に五月暴風雨による被害状況について説明を求め、農地開拓部長より説明、舩田委員（協俱）より、火山灰地によける燕麦、秋播麦等の被害について、西村委員（社左）より、開拓者の住宅被害について質疑があり、農地開拓部長より答弁、道内調査は十七日の臨

時道議会の後に委員会を開いて協議することに決し、田呂副委員長（協俱）より、今次災害対策に関連し昨年の冷害資金の融資措置について質疑があり、農地開拓部長より答弁、

④ 次に委員長より、衆議院の農林委員が十四日より十八日まで本道の災害状況を視察するので、案内をかねて陳情するため管内の委員は参加されたい旨を述べ、午後零時五十分散会。

商工委員会

○五月十七日 午後二時三十五分、第一委員室において開議。

冒頭、野沢石綿、その他関係者より日米石綿工業株式会社設立反対の陳情を聴取、この問題については関係方面に対して設立反対の打電することに決定、次に札幌市経済部長より卸売市場設置について陳情を聴取、残余の議題については本会議の都合により明日開議することとして、午後二時四十四分散会。

○五月十八日 午前十一時十六分、第一委員室において開議。

① 冒頭札幌市経済部長より、卸売市場設置について、中小炭鉱業代表より、中小炭鉱救済対策について陳情を聴取、

② 宮坂委員長（協俱）より、請願、陳情審査の結果に基く道内調査について諮り、六月一日より一週間、建築委員会の調査と併せて行うこととし、派遣委員に福島副委員長（自）、伊藤（自）、糸川（協俱）和平（労）、佐久間（自）、大島（協俱）、菊地（協俱）の六委員を決定、

③ 次に次期道議会終了後において道東、道北方面の商工事情を調査することの了承を求めた後、商工関係災害について、商工振興課長、工務課長より説明を聴取して、午後二時四十四分散会。

建築委員会

○五月十七日 午後一時四十二分、第一委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、五月暴風雪害による住宅関係被害について説明を求め、建築部長より被害状況及びこれが応急対策の措置について説明、更に昭和二十九年度公営住宅建設事業の実施について説明があり、これに対し舟木（社左）、糸川（協俱）委員より暴風雪害による被害程度判定の問題及び修理費の問題について、また、大島委員（協俱）より、函館湯の川大火に対する融資問題について、和平委員（労）より、昭和二十九年度公営住宅の割当についてそれぞれ質疑、建築部長、住宅課長より答弁、

② 次に住宅予算の中央折衝について諮り、これについては暴風雪害対策特別委員会との関係もあり、その時に協議することとし、午後二時三十二分散会。

○五月十八日 午前十一時十六分、第一委員室において開議。

伊藤副委員長（自）より、公営住宅等の建設事情の調査について諮り、武田（協俱）、福島（自）、菊地（協俱）委員より意見があり、結局特別委員会の調査後に商工委員会の調査と併せ行うこととして、午前十一時四十分散会。

土木委員会

○五月七日 午後一時十七分、第一委員室において開議。

① 徳中委員長（自）より、四月十八日の水害被害対策について陳情を聴取する旨を述べ、日高町村会々長より、(1)町村費支弁土木施設災害復旧に要する補助の早期交付について、(2)道費支弁道路橋梁河川等の早期復旧について、(3)過年度災害復旧工事費に対する国庫負担金の早期交付について陳情を聴取、

② 次に道で集計した四月十八日の水害被害総計及び対策について説明を求め、土木部長より説明、原田委員（自）より、災害救助法の

適用をうける町村について質疑、土木部長より答弁、中牧副委員長（自）より、早急に現地調査を行うべき旨、また棚川委員（協俱）より、調査日程について意見があり、暫時休憩、午後一時五十分再開。

③ 日高支庁管内の災害被害状況調査については、五月十一日より五日間とし、派遣委員は正副委員長及び西田（正）（協俱）榎原（社左）棚川（協俱）浜森（社右）各委員を決定、

④ 次に三室委員（自）より、道道昇格に決定した小樽定山溪線道路の調査について、中牧副委員長（自）より、洞爺湖、登別停車場線道路の調査もこれに加えて、五月下旬頃三日間位の日程で行うことについて意見があり、二路線の調査日程は後日決定すること、委員は三名程度派遣することに決し、午後二時五十分散会。

○五月十七日 午後三時三十分、第三委員室において開議。

① 南尻別村長より、尻別川流域の開発と災害防除のため改修工事施行方について陳情を聴取、

② 徳中委員長（自）より、五月暴風雪害による公共土木施設災害復旧事業について説明を求め、土木部長より説明、委員長より、委員会として中央折衝の必要の有無について、池戸委員（労）より、四月の融雪出水災害と五月暴風雪害災害の中央における扱い方について質疑があり、土木部長より答弁、ついで道下委員（協俱）より、特別議員立法と今後の折衝について、中牧副委員長（自）より、状況把握について、池戸（労）棚川（協俱）委員より、資料の問題についてそれぞれ意見があり、結局委員会としては中央その他の総合的な状況を把握検討の上有利に導くため慎重に態度を決定することとし、午後二時四十五分散会。

労働委員会

○五月七日 午後二時、第一委員室において開議。

① 三室委員長（自）より、四月十一日より十日間珪肺法制定促進その他労働関係予算折衝問題について上京した経過について報告書をもつて報告した後、継続審査となつている請願、陳情の審査については引続き継続審査とすることに決定、

② 次に第一回定例会において審議した旭川公共職業補導所寄宿舎買収に関する予算外義務負担の件に関する付帯条件について理事者より旭川市と折衝のところ「公共施設として使用中は無償貸与を受けらる」ことについては旭川市財産条例により無理であるとの結論に達したので、その理由について職業補導課長より説明、土山委員（公）より、貸借期限の起算について質疑、また、西田（正）副委員長（協俱）より、土地貸借契約書（案）の朗読を求めた後、契約書（案）により契約を結ぶことを了承することに決し、異議なくこれを了承、

③ 次に道内労働施設事情視察について諮り、佐藤委員（協俱）より、道北地方は今年特に不況で失業対策の問題が重要視されているので道北を追加し、道南、道北の二班とすることに意見があり、また浜森委員（社右）より、道北の問題に関連して、道北の中小炭礦の現況及び企業再建対策について説明を求め、労働部長より説明を聴取、浜森委員（社右）より、金融斡旋等の措置を早急に講ぜられたい旨の要望があり、ついで四十米委員（協俱）より留萌、宗谷管内の鯨凶漁による他県よりの出稼労働者救済の問題について意見があり、関連して浜森委員（社右）より七月中旬頃までの飯米確保について要望、労働部長より答弁、労働施設事情視察については道北、道南の二班とし、期日は五月下旬頃十日間とすることに決定、午後二時四十五分散会。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○五月八日 午前十時四十分、議長室において開議。

- ① 四十栄副委員長（協俱）より、未開発地域開発促進の折衝経過について書面報告をなし、児玉委員（自）より補足報告の後、未開発地域開発促進の今後の対策について諮り、まず西田（信）委員（自）より、報告書の中の第一次五カ年計画改訂の問題について質疑、児玉委員（自）より応答、西村委員（社左）より、第一次五カ年計画改訂に関する開発序次長通牒及び事業進行率の喰い違いについて質疑、企画室長より答弁、計画改訂問題について更に西田（信）（自）西村（社右）山内（労）各委員及び四十栄副委員長（協俱）と企画室長との間に活発な意見の交換があり、結局本問題に關し知事の答弁した本委員会、予算特別委員会、本会議の記録を抜萃して提出した後に研討することとし、次に未開発地域開発促進に対する今後の対策については、二瓶（協俱）西村（社左）委員より、これに対する立法措置について質疑及び意見があり、企画室長、調査員より答弁、四十栄副委員長（協俱）より、本件については中央の審議会の結果に基いて運動することとし、また、単独立法案の早期提出を希望して、
- ② 次に開発予算の審議方法について諮り、まず委員長試案朗読の後、西村委員（社右）より、本委員会の予算審議権の法的外見解について質疑、議事課長より答弁、昭和三十年度開発予算要求審議日程を決定した。
- ③ 次に中央の開発審議会出席のオブザーバー選任の方法を諮つたが、次回に決めることとして、午後零時十五分散会。

○五月十日 午前十一時三十分、議長室において開議。

- ① 坂東（秀）委員長（公）より、最近の電力事情について説明を求め、工務課長より説明、ついで西田（信）委員（自）より、電源開発進捗上の隘路及び地域的の需給関係について質疑、工務課長、電力係長より答弁、また、二瓶委員（協俱）より、糖平系統の電力需給関係について、坂東（秀）委員長（公）より、鶴川、サル川の電力開発調査について、さらに四十栄副委員長（協俱）より、鷹泊の電力料金及び風力発電問題についてそれぞれ質疑、工務課長、同次長、電源開発本部長より答弁、
 - ② 次に浜森委員（社右）より、離島振興法に基く本道の離島五島の適用について質疑、企画室長より答弁、
 - ③ 次に第一次五カ年計画改訂問題について諮り、西田（信）（自）西村（社左）浜森（社右）委員より、研討の時期について意見があり、本問題は知事の帰序をまつて説明することとして、午後一時三十分散会。
- 五月十四日 午前十一時四十五分、第三委員室において開議。
- ① 四十栄副委員長（協俱）より、第一次五カ年計画改訂問題についての知事の所信をただし、知事休憩を求めて暫時休憩、休憩中知事より説明を聴取し、午前十一時二十七分再開、この問題について西村（社左）児玉（自）二瓶（協俱）朝日（協俱）各委員と知事との間に質疑及び意見の交換があつて、
 - ② 次に大野開発序次官来道についての出迎えは児玉（自）二瓶（協俱）の両委員とし、道内視察の随行委員は、委員長一任と決定。
 - ③ 次に次期北海道開発審議会に出席するオブザーバーの五カ年計画改訂問題に対する腹構えについて諮り、西村（社左）児玉（自）両委員より意見があり、(1) 基本的には改訂の要を認めない、(2) 文化厚生など計画洩れものを早急にもり込む、(3) 国の計画は遅れたものを進めてもらう、という線に決定、ついで道内視察について諮り、

視察委員を次のとおり決して、午後零時四十五分散会。

第一班 四十栄副委員長（協俱）、朝日（協俱）、二瓶（協俱）、児玉（自）

西村（社左）、宮津（自）、浜森（社右）、宮北（協俱）委員、
石狩原野、幾春別、糠平、根釧原野方面。

第二班 坂東委員長（公）、長沢（社右）、山内（労）、森川（社左）、西

田（信）（自）、大島（協俱）、桑野（自）委員、
大夕張、苫小牧、室蘭、大沼、函館方面。

○五月三十一日 午後一時三十分、第一委員室において開議。

冒頭江別町長より泥炭地開発について陳情を聴取、ついで坂東（秀）委員長（公）より、六月二日開会される北海道開発審議会農林水産小委員会に派遣するオブザーバーについて語り、浜森委員（社右）より、未開発地域開発促進の問題の取り上げ方とその方法について、宮北（協俱）、森川（社左）、西田（信）（自）各委員及び四十栄（協俱）副委員長より、中央の小委員会運営と関連して本特別委員会の分科会設置について、それぞれ意見があり、正副委員長にて案を作つて適當の機会に協議することとし、派遣委員には坂東委員長（公）、児玉（自）、宮北（協俱）、二瓶（協俱）、浜森（社右）の四委員を決定して、午後二時五分散会。

暴風雪害対策特別委員会

在札議員協議會

○五月十三日 午後二時二十五分、第一議員室において開議。

① 蒔田議長より、五月九日夜半から全道を襲つた暴風雨雪害について知事の説明を聴取したが、対策を協議するため在札議員の参集を求め協議会開催の旨を述べ、知事と協議の結果、十七日に臨時議會をもつこととなつた旨を報告、次いで知事より中央折衝の経過及び

現状について説明、水産部長、農務部長、建築部長、農地開拓部長、土木部長、消防災害課長より各所管関係の被害状況について、副知事（野口）より、中央折衝のための被害状況資料整備の見透しについて説明があり、

② 西村議員（社左）より、行方不明の漁船と人的被害数字との関係について、井川副議長（協俱）より、行方不明の漁船の乗組員の数について質疑があり、水産部長より答弁、川人議員（社右）より、災害救助法の適用について質疑があり、消防災害課長より答弁、西村議員（社左）、井川副議長（協俱）、旭議員（自）より、再び行方不明漁船乗組の人的被害数について質疑があり、知事より答弁、蒔田議長より、被害状況その他について更に資料の整備を願う旨を述べ、午後三時二十五分散会。

暴風雪害対策特別委員会理事會

○五月十八日 午後一時四十分、議長室において開議。

① 蒔田委員長（協俱）より、特別委員会の運営日程案を理事会の開議前に各分科会に配布した点について了解を求めた後、中央折衝の方法、今後の理事会の運営について協議に入り、西田（正）（協俱）、高田（社左）、新川（労）、田中（自）の各委員より、理事会の運営について意見があり、結局理事会に諮問して決定されたものが最終決定である点を確認した。

② 次に道内調査班の編成、調査期間について語り、道内六班に分かれて一週間とすることとし、中央折衝は取りあえず二班を編成して政治折衝を行い、第三班は中央の折衝経過と道内調査の状況を勘案して編成すること、また、道内派遣委員は分科会決定の通り派遣することとして、午後二時三十六分散会。

派遣委員

道内

第一班 石狩、胆振、日高各支庁管内

大久保（協俱）、坂東（港）（自）、舛田（協俱）、井野（社左）、三浦（協俱）、伊藤（自）、長沢（社右）、中牧（自）、高田（社左）の各委員

第二班 後志、渡島、檜山各支庁管内

山内（労）、金沢（自）、窪田（公）、高橋（社右）、畑野（自）、安達（自）、大竹（協俱）、三沢（社左）、糸川（協俱）、福島（自）、大島（協俱）、時田（社右）の各委員

第三班 空知、留萌各支庁管内

宮北（協俱）、中野（社左）、岡田（社右）、荒（社左）、佐久間（自）、和平（労）、池戸（労）、西田（正）（協俱）、原田（自）、四十榮（協俱）、棚川（協俱）、池田（協俱）の各委員

第四班 上川、宗谷各支庁管内

秋山（協俱）、本多（協俱）、笠井（社右）、田呂（協俱）、村山（協俱）、沖野（公）、若林（社右）、村上（自）、武田（協俱）、舟木（社左）、佐藤（協俱）の各委員

第五班 十勝、網走各支庁管内

川人（社右）、多田（社右）、鈴木（社左）、林（協俱）、大沢（自）、天谷（協俱）、土橋（協俱）、朝倉（自）、宮坂（協俱）、宮津（自）、道下（協俱）の各委員

第六班 釧路国、根室各支庁管内

田中（自）、太田（社左）、二瓶（協俱）、井口（社左）、旭（自）、岡村（社左）、平野（自）、菊地（協俱）、榎原（社左）の各委員

中央

第一班 立原（自）、新川（労）、坂本（自）、宮本（協俱）、時田（社右）、徳中（自）の各委員
第二班 太田（社左）、林（協俱）、松平（自）、西川（協俱）、菊地（協俱）、三室（自）の各委員

○五月三十一日 午後一時三十二分、議長室において開議。

① 蔦田委員長（協俱）より、中央折衝経過の報告があり、引続き三室委員（自）より、第二班の折衝経過について報告があつて後、道

内視察の状況については書面報告をもつて報告、

② 次に今後の対策について諮り、第三班の中央折衝は中止することとし、また、特別委員会調査経費増加の問題については、次期定例会に増額を要求することに異議なく決定、

③ 次に三室委員（自）より、今回の折衝により協力された道選出国會議員連盟に対し、理事会の決定により御礼を申し上げて欲しい旨の発言があつて、委員長これを了承、ついで本日の理事会の決定及び報告書を全委員に送付し、各分科会の活動は、正副主査の考えにおいて分科会を開くことを了承して、午後二時三十分散会。

分 科 会

○五月十八日 午前十一時四十分、総務、衛生分科会を副議長室において開議。

① 立原主査（自）より、総務、衛生両委員長協議の結果、主査に立原総務委員長（自）、副主査に金沢衛生委員長（自）を決定した旨を述べ了承を求めた後、二瓶委員（協俱）より、分科会の運営について、また大久保委員（協俱）及び金沢副主査（自）より、この問題については関連が深いので総務委員が充分活動すべき旨の意見があり、主査より応答、ついで道内被害状況調査の派遣委員について諮り、第一班石狩、胆振、日高支庁管内を大久保委員（協俱）、第二班後志、渡島、檜山支庁管内を山内（労）、窪田（公）各委員及び金沢副主査（自）、第三班空知、留萌支庁管内を宮北委員（協俱）、第五班十勝、網走支庁管内を川人（社右）、多田（社右）、鈴木（社左）各委員、第六班釧路国、根室支庁管内を田中（自）、太田（社左）、二瓶（協俱）各委員と決定、次に上京折衝委員について諮り、大久保（協俱）、宮北（協俱）各委員より意見があり、人選については主査一任とす

ることに決定。

② 次に主査より、本分科会として総務関係としては被災市町村に対する財政援助措置、衛生関係としては(1)市町村の衛生関係諸施設の復旧措置、(2)道の衛生関係諸施設の復旧措置等について善処方を意見として委員長に申し入れることについて了承を求め、午後零時十分散会。

○五月十八日 午前十一時四十分、文教、民生分科会を第二委員室において開議。

① 本多主査(協俱)より、主査就任の挨拶を述べ、暴風雨雪による被害状況調査並びに被害対策についての上京折衝委員の選任について諮り、新川委員(労)より、民生部提出の資料「五月暴風雨雪害対策報告」について説明を求め、社会課長より説明、新川委員(労)より、災害救助法に基く応急住宅の建設は当該市町村に任せてほしいとの要請があるので考慮されたい旨の意見があり、勢田委員(自)より、遭難漁船の捜査範囲を拡大し強力調査を行つてほしいとの漁民の声があることについて質疑及び意見があり、消防災害課長より答弁、新川委員(労)より、民生、文教関係復旧予算は軽視されがちであるから主査会議等をもつてよく調整し折衝すべき旨の意見があり、主査より、災害復旧予算の資料として具体的な重点予算の資料調整について理事者に要求があつて、中央折衝の派遣委員並びに道内災害状況調査の派遣委員の選任については休憩の上協議することとし、暫時休憩、午後零時五十分再開。

② 上京折衝委員については本多主査(協俱)、林副主査(協俱)、新川委員(労)とし、上京順位は三者協議の上決定すること、道内調査は第一班石狩、胆振、日高支庁管内を坂東(進)委員(自)、第二班後志、渡島、檜山支庁管内を高橋委員(社右)、第三班空知、留萌支庁管内を中野委員(社左)、第四班上川、宗谷支庁管内を秋山委員(協俱)、本多主査(協俱)、第五班十勝、網走支庁管内を林副主査(協俱)

第六班釧路圏、根室支庁管内を井口委員(社左)と決定、午後一時三分散会。

○五月十八日 午前十一時十七分、農務林務分科会を第三委員室において開議。

① 主査に宮本農務委員長(協俱)、副主査に西川林務委員長(協俱)を決定、

② ついで道内被害状況調査については、第一班石狩、胆振、日高支庁管内は先日調査した箇所もあり今回は調査を行わず、第二班後志、渡島、檜山支庁管内は三沢委員(社左)、第三班空知、留萌支庁管内は荒委員(社左)、第四班上川、宗谷支庁管内は若林(社右)、村上(自)、各委員、第五班十勝、網走支庁管内は大沢(自)、天谷(協俱)土橋(協俱)、朝倉(自)、各委員、第六班釧路圏、根室支庁管内は岡林(社左)、平野(自)、各委員に決定、次に上京委員については、第一班に宮本主査(協俱)、第二班に西川副主査(協俱)、第三班に三沢委員(社左)を決定、午後零時八分散会。

○五月十八日 午前十時十五分、水産、農地開拓分科会を議長室において開議。

① 坂本主査(自)より、水産農地開拓両委員長で協議の結果主査に坂本水産委員長(自)、副主査に安達農地開拓委員長(自)を決定した旨を述べて了承を求めた後、

② 災害対策折衝のための派遣委員と道内災害状況調査のための派遣委員の人选について諮り、上京折衝は第一班坂本主査(自)、第二班松平委員(自)、第三班田呂委員(協俱)、道内調査は第一班石狩、胆振、日高支庁管内を舩田(協俱)、井野(社左)、三浦(協俱)、各委員、第二班後志、渡島、檜山管内を安達副主査(自)、大竹委員(協俱)、第三班空知、留萌支庁管内を岡田委員(社右)、第四班上川、宗谷支庁管内を笠井(社右)、田呂(協俱)、村山(協俱)、沖野(公)各

委員、第六班釧路国、根室支庁管内を旭委員（自）と決定、
③ 次に網走支庁長より、網走支庁管内における暴風雨による漁業災害復旧に対する緊急融資について陳情を聴取、午前十一時五十分散会。

○五月十八日 午後二時五十分、第一委員室において商工、建築分科会を開議。

① 主査に宮城商工委員長（協俱）副主査に坂東建築委員長（公）を決定、

② ついで中央折衝、及び道内被害状況調査について諮り、次のとおり中央折衝及び道内調査委員を決定、

中央折衝

第一次 森川委員（社左）

第二次 菊地委員（協俱）

第三次 大島委員（協俱）

道内調査

第一班 森川（社左）長沢（社右）伊藤（自）委員

第二班 大島（協俱）糸川（協俱）福島（自）委員

第三班 佐久間（自）和平（労）委員

第四班 武田（協俱）舟木（社左）委員

第五班 宮坂委員（協俱）

第六班 菊地委員（協俱）

③ 次に住宅課長より、住宅関係の中央折衝について知事より特に協力要望があつた旨を報告、午後三時六分散会。

○五月十八日 午前九時二十五分、土木、労働分科会を談話室において開議。

① 徳中主査（自）より、三室労働委員長（自）と協議の上、徳中土木委員長（自）を主査に三室労働委員長（自）を副主査に決定した旨を述べ了承を求め、ついで中央折衝委員の八選について諮り、暫

時休憩、午前九時四十八分再開、

② 中央折衝委員の派遣は、従来土木、労働委員会において採用の順位表によつて第四次まで選定することとし、第一次に徳中主査（自）第二次に三室副主査（自）第三次に中牧委員（自）第四次に土山委員（公）を決定、次に道内調査の派遣委員について諮り、第一班石狩、胆振、日高支庁管内を中牧（自）高田（社左）各委員、第二班後志、渡島、檜山支庁管内を時田委員（社右）第三班空知、留萌支庁管内を池戸（労）西田（正）（協俱）原田（自）四十栄（協俱）池田（協俱）各委員、第四班上川、宗谷支庁管内を佐藤委員（協俱）第五班十勝、網走支庁管内を道下委員（協俱）第六班釧路国、根室支庁管内を榊原委員（社左）と決定、午前十時五十分散会。





全國都道府縣議會議長會緊急幹事會

○五月七、八の兩日 国会において審議中の警察法案その他につき緊急

協議のため東京都において開催（本道欠席）第一日は

一 警察法案について

二 石炭鉱業の危機打開策の樹立について

三 その他

イ 第三十三回本会定例会開催期日について

ロ 第三回町村合併推進本部会議の経過について

情報交換及び対策について協議、第二日は

前日の決定に基づき国会に対する陳情等の運動を行つた。





地方交付税第二回概算交付額きまる

道府県分一九三億圓・市町村分八九億圓

自治庁では六月十日、二十九年年度地方交付税の第二回概算交付として道府県分百九十三億圓、市町村分八十九億圓、合計二百八十二億圓を支出することを決定した。第二回概算交付に関する総理府令および府県別配分額は次のとおり。

総理府令

(目的)

第一条 昭和二十九年六月において地方団体に対して交付すべき昭和二十九年年度の地方交付税(以下「交付税」という)は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十七号)第六條第一項の規定にかかわらず、この府令の定めるところにより算定する。

(地方團體に對し交付する交付税の額)

第二条 道府県に対して交付すべき交付税の額は、当該道府県に係る昭和二十八年年度の地方財政平衡交付金のうち普通交付金(以下「普通交付金」という)の額に $\cdot 245$ 、 $\cdot 278$ を乗じてえた額とする。ただし、北海道に対して交付すべき交付税の額については、昭和二十八年年度の普通交付金の額からすでに交付した昭和二十九年年度の交付税の額を控除した額を超えない範囲で、昭和二十九年五月の暴風雪災害による被害の程度を考慮して自治庁長官が定める額を増額するものとする。

2 市町村に対して交付すべき交付税の額は、地方自治法(昭和二十二年法律第六

七号)第五十五條第二項の市(以下「大都市」という)以外の市にあつては、当該市の昭和二十八年年度の普通交付金の額の算定に用いた警察費に係る基準財政需要額に $\cdot 713$ を乗じてえた額を当該市に係る昭和二十八年年度の普通交付金の額から控除した額に、大都市および町村にあつては当該大都市および町村に係る昭和二十八年年度の普通交付金の額に $\cdot 200$ 、 $\cdot 530$ 、 $\cdot 130$ を乗じてえた額とする。ただし、昭和二十九年年度における地方税の収入見込額の増加または減少がいちじるしいこと、その他の事由がある市町村については、当該市町村に好して交付すべき交付税の額を減額しまたは増額することができる。

3 北海道の区域内の市町村に対して交付すべき交付税の合算額は、前項の規定により算定した額に、昭和二十九年五月の暴風雪災害による被害の程度を考慮して自治庁長官が定めた額を加算した額とする。

4 前項の市町村で、昭和二十九年五月の暴風雪災害による被害のいちじるしいものに交付すべき交付税の額は、当該災害による被害を考慮して第二項の規定により算定した額を超えて交付するものとする。ただし、当該市町村の昭和二十八年年度の普通交付金の額の算定に用いた警察費に係る基準財政需要額に $\cdot 713$ を乗じてえた額を当該市町村に係る昭和二十八年年度の普通交付金の額から控除した額からすでに交付した昭和二十九年年度の地方交付税の額を控除した額を超えることができない。

(廢置分合または境界變更の場合の普通交付金の額)

第三条 昭和二十九年四月一日以前一年以内に市町村の廢置分合または境界變更があつた場合における関係市町村に係る前條第二項に規定する昭和二十八年年度の普通交付金の額の算定方法については、昭和二十九年年度において地方団体に対して交付すべき地方交付税の交付時期および額の算定の特例に関する総理府令(昭和二十九年総理府令第二五号)の第三條の規定を準用する。

附則

この府令は公布の日から施行する。

昭和二十九年年度地方交付税の六月概算交付額

(單位千圓)

| 道府県別 | 道府県分 | 市町村分 |
|------|-----------|---------|
| 北海道 | 一、七〇七、九五四 | 八三三、六五九 |
| 青森 | 五一一、三〇〇 | 二四〇、一五五 |
| 岩手 | 六一〇、九六六 | 二六〇、三二三 |

歌

奈

口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野梨井川山潟川京葉玉馬木城島形田城

| | |
|---------|---------|
| 五四四、九〇二 | 二二八、二六〇 |
| 五七二、八七四 | 二一三、七九八 |
| 五六〇、九二一 | 二〇七、九四八 |
| 七六六、六三一 | 二八九、九八二 |
| 六四九、三五〇 | 二六八、四五六 |
| 四八四、〇三三 | 一四六、六二八 |
| 五〇八、二八三 | 一五一、四八六 |
| 五一六、六九八 | 二〇八、一九五 |
| 五七五、一八三 | 二三四、四九六 |
| 七五〇、三六六 | 五五、八七九 |
| 三二七、五〇八 | 一六八、一一〇 |
| 二九六、〇九〇 | 二七二、二五〇 |
| 三二七、四八〇 | 八八、〇五一 |
| 三五六、〇四二 | 九六、六五三 |
| 七六七、三六二 | 一〇八、五四九 |
| 四四二、七三六 | 一三五、五六六 |
| 三二二、三八一 | 二八〇、九二九 |
| 一、一六六 | 一八六、四一〇 |
| 三二七、〇九九 | 一九五、九八〇 |
| 二七二、一九六 | 二二五、五九一 |
| 四〇、〇一一 | 一五三、八四〇 |
| 一四一、二一六 | 六九、六二一 |
| 二五五、九七一 | 二八一、四七三 |
| 三〇九、九七七 | 一五三、二〇六 |
| 二九一、二三一 | 二四九、七二二 |
| 三九八、九七五 | 七七、二〇〇 |
| 四七四、三三〇 | 一四三、四一三 |
| 四七〇、〇九三 | 九一、七五九 |
| 三〇三、八三〇 | 一五二、七七八 |
| | 一九九、一六四 |
| | 二六二、七五三 |
| | 一一四、二三五 |

北海道開發道路選定基準建設省成案

建設省では、かねて北海道における「開發道路」を指定するため、その選定基準案を検討していたが、このほど成案を得るに至つたので、北海道開發庁及び道の意見を聴いた上、省議決定、具体的な路線の選定に着手することになつた。

「開發道路」とは、道路法施行令第三十二条に規定する「道々及び道の区域内の市町村道で、建設大臣が開發のため特に必要と認め指定するもの」のことで、この指定が終れば、新道路法施行以来既に指定された一級国道、二級国道及び主要地方道につき全部の道路指定を終ることになる。

なお開發道路として指定される主要道々の候補路線としては次の十六線が考えられている。

- 函館、臼尻線（一部）
- 長万部、東瀬棚線（一部）
- 倶知安、喜茂別線（一部）
- 滝川、浜益線（一部）
- 枝幸、常盤線（一部）

| | | | | | | | | | | | |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 合 | 鹿 | 宮 | 大 | 熊 | 長 | 佐 | 福 | 高 | 愛 | 香 | 徳 |
| 計 | 児 | 崎 | 分 | 本 | 崎 | 賀 | 岡 | 知 | 媛 | 川 | 島 |
| 一九、三六一、七一八 | 六三四、三四二 | 三五四、八九一 | 四三九、〇八〇 | 五五四、五六一 | 三二四、二九七 | 三一四、〇一九 | 三三六、二八〇 | 三七五、九四一 | 四六三、九一五 | 三二四、六六〇 | 三六七、五七七 |
| 八、九四六、一八二 | 二九八、二八〇 | 一二七、四三六 | 一六〇、六六二 | 二二〇、六〇一 | 一九四、一一八 | 七四、三五〇 | 一九九、六〇六 | 一四〇、九二八 | 二〇六、七二五 | 一三九、三六八 | 一三八、六九〇 |

紋別、上川線（一部）

留辺蘂、上川線

留辺蘂、西足寄線

本別、新得線（一部）

白糠、本別線

網走、小清水、弟子屈線

釧路、弟子屈線（一部）

厚岸、標茶線

中標津、標茶線

中標津、標津線

根室、中標津線

開發道路選定基準案

(一) 開發能力が低く、未開發資源豊富な町村（開發必要地）を二以上連絡する主要道々で未開發資源のうち、その主目標となるものを運搬するために必要な幹線道路

(注) 開發能力とは、次のような考えから、市町村の税負担額を面積で除したものと定義する。

市町村の税負担額は、基準財政収入額（自治庁・二十七年度）により、基準財政収入額と実際の税収入額との比の関係を内地と比較して、

$$\text{開發能力} = \frac{\text{TKM}_2}{57,700\text{円}}$$

をもつて北海道の町村の開發能力の限度とする。北海道の町村で開發能力が五七、七〇〇円/Km²以下の町村数は百九十八（七六％）である。

未開發資源としては、未開發包蔵電力石炭埋蔵量、水田土地改良適地面積、開發適地面積、未開發森林蓄積量、水産資源のそれぞれを開發の対象に考えるが、これらのうち、石炭は局部的に制限された地域にぼう大な量を有するので、また電力を包蔵する地域も限定され、かつ金額換算値が少いので、この特殊の二要素を除いて町村の平均資源量を求める。資源は金額に換算し、換算値は計画局計画課で求めたものによる。これによると資源は平均一町村当り一億円となる。

未開發資源豊富な町村とは、その町村の未開發資源が平均値以上のものとす

る。このような町村は百七町村（四一％）である。また、開發能力が五七、七〇〇円/Km²以下で、未開發資源が一億円以上の両方を満たす町村は九一町村（三五％）である。

このような町村には、まず第一に開發道路が必要で、このような町村を二以上連絡して主目標たる資源開發に直接関連する主要道々は、開發幹線と考えられるので、これらをすべてとりあげることとする。

(二) 開發必要地内の道々および町村道で、未開發資源のうち、その主目標となるものを直接運搬するために必要な支線道路。ただし、これらは公共性の強いものに限る。

(注) 開發必要地内において、枝線等の直接資源を開發する道路で、その道路が特定の事業体に特別な利益を与えるようなものでなく、公共性の強いもののみを開發道路として考える。

(三) 開發能力が高く、未開發資源豊富な町村内の道々および町村道で未開發資源のうち、その主目標となるものを運搬するために必要であり、しかもそれらの新設または改築に当つて最小限度の工事規模が大なる道路。ただし、主目標となる資源の開發がとくに緊急を必要とする場合に限る。

(四) 地域開發計画が決定された地区内の道々で、資源開發のために必要であり、しかもその新設または改築に当つて最小限度の工事規模が大なる道路。

(注) 北海道開発庁により定められる地域開發計画決定地区内では、その開發の特殊性から、この地域内の開發に必要な道路で工事規模大なる道々を開發道路として考える。

(五) 開發団地に達する幹線道路。

(注) 開發団地に達する幹線道路とは、現在の開拓道路費で施工されているような道路を意味する。

附則

前各号に掲げるもののほか、現在開發道路として工事施行中のものは、工事が最小限とまるまで「開發道路」として扱う。

(注) 開發道路として工事中のもので、一、五号に該当しない道路は、現在の工事が最小限にまるとまるまで暫定的に開發道路に指定する。

その他

選定基準三、四号該当の工事規模大なる一般道々は、道路新設または改築工事で、全体計画事業費二億円以上のものとし、工事規模大なる町村道とは、改良新設

の全体計画事業費が五千万円以上のものとする。

適用、準用河川の本数調査まとめ

建設省は去る三月はじめから約三カ月間、各都道府県に依頼して河川法適用河川及び準用河川の幹線本数並びに要準用河川編入河川の本数、延長キロ数を調査していたが、このほどその結果がまとまつた。

① 普通河川を「準用河川」に編入するのは知事の権限に属するが、実際に建設省河川局長に協議する手続を必要とする。

② なお「準用河川」に編入するには次の選択基準（昭和三、七、三内務省土木局長依命通牒）があり、実際にはこのうち二条件を具備しなければ認められない方針のようである。

河川法準用汚川選擇基準

左の各号の一に該当する河川（水流および水面を含む）に対しては、河川法を準用するものとす。ただし、特別の理由ありと認められるものは、標準に該当せざるも河川法を適用することを得。

- 一 流域一府県にとどまらざるもの
- 二 流域五方里以上
- 三 流路五里以上
- 四 船の航路一里以上または運河との連絡あるもの、もしくはその計画あるもの
- 五 本堤延長一里以上
- 六 欠止を要する延長二里以上
- 七 かんがい段別三百町歩以上
- 八 水道用最大計画使用水量合計毎秒五立方尺以上の施設の設置、もしくはその計画あるもの
- 九 かんがいおよび水道以外の最大使用水量合計毎秒三十立方尺以上の施設の設置、もしくはその計画あるもの
- 十 流域内の河川に総容量百万立方尺以上の貯水池の設置、もしくはその計画あるもの
- 十一 高さ三十尺以上の堰堤の設置、もしくはその計画あるもの
- 十二 水害区域百五十町歩以上

- 十三 水害をこうむる連たん戸数五十戸以上、もしくはこれと同等の被害あるもの
- 十四 鉄道軌道または府県道の水路交通にいちじるしき支障あるもの
- 十五 治水費最近十カ年平均年額二十万円以上
- 十六 水害損失価格最近十カ年平均月額百万円以上
- 十七 指定港湾もしくは府県費支弁港湾にいちじるしき影響あるもの
- 十八 流木または流筏により河川にいちじるしき影響あるもの
- 十九 流域内に砂防設備を有するもの
- 二十 河川の使用にいちじるしく流水の方向、水量、幅員もしくは深淺または敷地の現状に影響を及ぼすもの
- 二十一 河川法施行または準用河川の上流もしくは支派川にして、幹線にいちじるしき影響あるもの
- 二十二 前項の標準に該当する河川にして河川の状態その他特別の事由により直ちに準用し難きもの、または標準に該当せざるものどくに準用の必要あるものは稟伺（現在では協議）のさいその事由を詳具すべし
- 二十三 河川法を準用すべき稟向書には左記図書を添附すべし。（以下略）

適用および準用河川幹線本数ならびに要準用河川編入本数・キロ数

| 道 | 適用河 | | 準用河 | | 要準用河川編入 | |
|-----|-----|-----|-----|--------|---------|-----|
| | 川本数 | 川本数 | 本数 | キロ数 | 本数 | キロ数 |
| 北海道 | 一一二 | 一一二 | 三 | 一四・〇〇 | | |
| 青森 | 四 | 二三 | 一 | | | |
| 岩手 | 一 | 一八 | 一 | | | |
| 宮城 | 四 | 一四 | 三三 | 一四九・三四 | | |
| 秋田 | 二 | 六 | 一八 | 一七九・〇〇 | | |
| 山形 | 三 | 六 | 一五 | 五六・五〇 | | |
| 福島 | 一 | 三一 | 六九 | 三七三・〇〇 | | |
| 茨城 | 二 | 八 | 三 | 二〇・〇〇 | | |
| 栃木 | 一 | 一 | 二五 | 一九四・〇〇 | | |
| 群馬 | 一 | 一 | 一 | | | |
| 埼玉 | 一 | 一 | 三二 | 一三二・六三 | | |
| 千葉 | 一 | 二三 | 五 | 一一・〇〇 | | |
| 東京 | 一 | 三 | 一〇 | 五〇・一〇 | | |
| 神奈川 | 四 | 一四 | 八 | 六三・三五 | | |

新山長富石岐静愛三福滋京大兵奈和島鳥岡廣山徳香愛高福佐長熊大宮鹿
歌

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|-------|----|----|----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|----|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 新潟 | 山梨 | 長野 | 富山 | 石川 | 岐阜 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 福井 | 滋賀 | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 | 山口 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 福岡 | 佐賀 | 長門 | 熊野 | 大分 | 宮崎 | 鹿兒 |
| 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 七 | 三 | 四 | 三 | 一 | 二 | 三 | 三 | 二 | 二 | 三 | 三 | 三 | 四 | 一 | 二 | 一 | 二 | 三 | 二 | 一 | 一 | 四 | 四 | 四 | 二 |
| 二二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三八 | 四二 | 四六 | 九 | 一 | 二八 | 一三 | 八一 | 一 | 四七 | 二五 | 五三 | 八 | 二〇 | 四六 | 二四 | 四五 | 七三 | 六五 | 三八 | 二九 | 四二 | 三二 | 二四 | 一九 | 七三 |
| 四七 | 三二 | 三二 | 一 | 一 | 一 | 六八 | 一〇七 | 二〇 | 一三 | 一八 | 五〇 | 一 | 六五 | 八 | 八 | 七五 | 一〇〇 | 四〇 | 一二 | 三五 | 三〇 | 二〇 | 三三 | 八〇 | 四七 | 三〇 | 四 | 三三 | 二五 | 二六 | |
| 五九七・一〇 | 一八三・〇〇 | 四四・三三 | 一 | 一 | 一 | 五七四・〇〇 | 五〇五・一〇 | 三〇・〇〇 | 五一・四七 | 五四・〇〇 | 四五・〇〇 | 一 | 一五五・〇〇 | 三〇〇・〇〇 | 三六・五〇 | 一七九・四〇 | 三〇〇・〇〇 | 一〇九・一五 | 五四・〇〇 | 一七八・二〇 | 六七・〇〇 | 三五・〇〇 | 一五五・三七 | 四〇〇・〇〇 | 一三七・四二 | 七九・五七 | 一〇・五〇 | 一一四・三〇 | 一六九・二五 | 一八二・六〇 | 一〇四・二〇 |

合 計 一〇七 一、二五一 一、二八五 五、八七二・四八

公立學校校舎、屋内運動場の基準坪數決る

文部省では公共學校建物の実態調査の基準となる公立小学校、中学校の屋内運動場および高等學校等の一般校舎の児童生徒一人当り基準坪數について大蔵省と折衝中であつたが次のように決定した。

一 幼稚園

児童 數

一人当り坪數

一人〜一九九人

一・二〇

二〇〇〜三三九人

一・〇五

三四〇〜三五九人

〇・九〇

三六〇人以上

〇・八六

二 小學校および中學校

(1) 屋内運動場

一人当り坪數

児童生徒數

小學校 中學校

一人〜二九人

一・三三

三〇人〜四九人

一・六七

五〇人〜九九人

〇・九〇

一〇〇人〜一九九人

〇・六六

二〇〇人〜二九九人

〇・四〇

三〇〇人〜四九九人

〇・二七

四〇〇人〜八九九人

〇・二四

九〇〇人〜一九九人

〇・一七

一、二〇〇人以上

〇・一六

一、五〇〇人以上

〇・一五

小学校の場合二十坪、中学校の場合二十五坪に満たないときは、それぞれ二十坪、二十五坪とする。

(2) 寄宿舎

収容児童生徒數

一人当り坪數

一人〜一一人

四・一〇

一人〜三五人
 三六人〜七一人
 七二人〜一〇七人
 一〇八人以上

三・八〇
 三・三三
 三・一〇
 二・九〇

収容生徒数
 一人〜七一人
 七二人〜一〇七人
 一〇八人〜一四三人
 一四四人以上

一人当り坪数
 三・六三
 三・二八
 三・二六
 三・一五

三 盲ろう学校および養護学校（小、中、学部）

(1) 校舎

児童生徒数

一人〜一七九人
 一八〇人〜三五九人
 三六〇人以上

一人当り坪数
 二・九三
 二・五五
 一・三五

(2) 屋内運動場は中学校の坪数に同じ。

(3) 寄宿舎

収容児童生徒数

一人〜七一人
 七二人〜一〇七人
 一〇八人〜一四三人
 一四四人〜一七九人
 一八〇人〜二一五人
 二一六人〜二五一人
 二五二人以上

盲学校

ろう学校
 養護学校

一人当り坪数
 三・八七
 三・六〇
 三・五〇
 三・四〇
 三・三〇
 三・二〇
 三・一五
 三・一〇
 二・九五

四 高等学校

(1) 校舎 昭和三十九年度実態調査のみ昭和二十八年年度暫定基準を用いる

(2) 屋内運動場

生徒数

四五〇人〜五九九人
 六〇〇人〜八九九人
 九〇〇人〜一、一九九人
 一、二〇〇人〜一、四九九人
 一、五〇〇人以上

一人当り坪数
 〇・三〇
 〇・二四
 〇・二二
 〇・二一
 〇・二〇

(3) 寄宿舎

一人から四四九人までの基準は未定で二十九年度は〇・三〇の基準を用いる





地方行政疑義問答集

助役定数條例廢止議案と急施事件について

(昭和二八、一一、三 佐世保市長宛行政課長電文回答)

問 助役定数二名のところ一名は去る八月任期満了、九月は定例会十一月臨時会に後任補充の同意を求む旨提案、しかるに同一会期中に議員立法として二名の定数条例廢止を急施議案として提案あり、これは急施議案となりうるや。

答 具体的事情が明らかでないが一般的には消極に解する。

假議長選舉について

(昭和二八、一一、二六 自行行發 第三二六号愛知県議会议務局長宛行政課長回答)

問 正副議長が同時に短期間(七日間位)海外に旅行する場合は、その期間中は議會は招集されない予算であるが、法第六六条第二項の「議長及び副議長とともに事故があるとき」に該当するとして、閉会中における議長の職務を行わせるため、あらかじめ假議長を選挙しておくことができるか。

答 假議長の選任は議會の運営に支障なからしめるために行われるべきものであるから、所問の如き場合にすべきものではないものと解する。

地方自治法第二百三十條の疑義について

(昭和二八、七、一六 自行行發 第二二二号北海道總務部長宛行政課長回答)

問 昭和二十五年十月十九日付自行行發第二六〇号静岡岡県總務部長宛行政課長回答に「児童福祉法により、私人若しくは部落の經營している保育所に対する公金の支出は法第二百三十條の規定に抵触する」とするものがあるが、季節的に開設される保育所についても同様に解すべきか。

答 一般的には、お見込の通り。但し「季節的」という意味は、農繁期における農家經營の合理化の一助にするためのものと解せられるが、当該保育所が農家經營の合理化を主目的として設置されている場合は、必ずしも当該事業が法第二百三十條にいう「慈善」または「博愛」に該当するものとは解されない。

児童福祉施設への公金の支出

(昭和二七、一一、二六 自行行發 第二〇二号静岡岡縣總務部長宛行政課長回答)

問 児童福祉法により社会福祉法人の設置する乳児院及び保育所は公の支配に属するか。

答 児童福祉法第五十六條の二第二項、社会福祉事務法第五十六條第二項及び第三項の監督を受ける場合を除き、一般に所謂「公の支配に属している」とは解し難い。

問 私立学校法に基く学校法人以外のものの設置する学校教育法第四條の各種学校(私立の洋裁学校)に対する公金の支出は法第二百三十條の規定に違反するか。

答 お見込の通り。

報道から拾う

松本三益氏に無罪判決

出頭要求は憲法違反

団体等規制令の不出頭罪で起訴された、日共元中央委員松本三益被告に対し、五月十九日東京地裁は「本件の出頭要求は団規令第十条の乱用である」として無罪の判決を言渡した。

判決理由(要旨)憲法三十三条によると「現行犯を除き裁判官の令状によらば逮捕されない」という権利がある。同三十一条によると現行犯としてまたは令状によつて逮捕される場合でも「法律で定める以外、自由の拘束を受けぬ」という保証もある。犯罪取調べのため捜査官が容疑者に対してできる自由の拘束は、刑事訴訟法にもとづく逮捕、拘引、拘留に限られ犯罪捜査のため容疑者出頭を求め、これに応じなかつたといつて刑罰に処するよう自由の拘束方法は許されない。ことに裁判官に逮捕状を求めるにも足りないような証拠のない事案に対して容疑者に出頭を求め、これに応じないとして不出頭罪で逮捕し処罰するようなことは許されない。こういうことでは「裁判官の令状がなくては逮捕されぬ」という憲法三十三条の権利や「法律の定める以外の自由拘束をうけぬ」という同三十一条の権利はいずれも有名無実となる。

本件のいわゆる「鬼怒川会談」情報で被告ら元日共中央委員に追放令および団規令違反の疑いが生れたもので、本来の捜査機関である国警、東京警視庁などで当然捜査をすべきであつた。しかるにこれらの機関はならん捜査活動をせず、特審局が捜査の第一線に立ち、団規令第十条で出頭強制権を發動したのであるが、これは純然たる犯罪捜査である。いわゆる行政調査ではないことは明らかである。しかも本件では前記の秘密情報を裏付けるに足る直接かつ具体的な証拠は何もなく、本来の団規令違反事実で被告らを逮捕するなどの強制捜査権を發動できるような状況ではなかつたのも明らかである。

このように本来の捜査機関が強制捜査権を使えない事件につき特審局が、捜査機関に代行して捜査の責任を担当し、行政調査という名のもとに犯罪容疑者であ

る被告に対し、犯罪取調べのため出頭を要求し、これに応じないとして出頭拒否で逮捕するのは違法である。

さらにこれに対し本来の容疑事実である団規令違反の場合の法定刑と同じの十年以下という刑で罰するのは憲法三十三、三十一条に違反する。このため被告が法務大臣の出頭強制に応じないものとしてこれを罰するのは憲法に違反するものであり、従つて本件は罪にならない。

可燃性織物法修正案を可決

米上院本会議は、十七日可燃性織物法の適用範囲から、日本の絹スカーフ及びハンカチなど除外する同法修正案(パール修正案)を可決した。

パール修正案の上院通過について日本大使館筋は次のように語つた。

- 一 日本は平織のスカーフなら絹でも人絹でもまた四匁、三匁の軽目物でも輸出できる。
 - 二 ハンカチは阿克苏セサリーとして適用外となり、連邦通商委員会もこれに同調するだろうから平織ならあらゆる種類が輸出できる。
 - 三 スカーフ、ハンカチ用として輸出される平織の絹及び人絹地は、それが外の目的に使用されないことが証明されれば輸出できる。
- 従つてパール案が通れば、可燃性問題は日本に関する限りほとんど片付くことになる。

艦艇貸與協定調印

日米艦艇貸與協定は五月十四日外務省で岡崎外相とアリソン駐日米大使との間で調印された。

協定は前文及び本文十カ条から成り、その内容は二十七年十一月調印されたフリゲート艦貸与のための日米船舶貸借協定とほぼ同様のものであるが、次のような点で船舶貸借協定と異つてゐる。

一 協定名及び本文中においても、はつきり「艦艇」という語を使用している。

二 艦艇の占有、使用はM.S.A協定に従うと規定されている。(第二条)

三 貸与期間はまず五カ年とし、その後の延長についてはただ「協議する」とだけ規定されていて延長できる保証がない(船舶貸借協定では、最初の貸与期間を五年とし、その後一方の要請があればさらに五年延長できることになつてゐる)(第三条)

四 艦艇が侵略者の兵力の行動により損害を受け、または滅失したときは、日本は損害賠償の責任を免除されることになつてゐる(前の船舶協定では、ただ兩國が合意する条件で補償するだけ規定されていた)(第八条)

日本國に對する合衆國艦艇の貸與に関する協定

日本國政府およびアメリカ合衆國政府は、相互防衛援助協定を締結したので、日本國政府は、アメリカ合衆國政府から若干の艦艇の貸与を受けることを希望してゐるので、また、アメリカ合衆國政府は、日本國政府に対し前記の艦艇を貸与する用意があるので、兩國政府は、次のとおり協定した。

第一條 アメリカ合衆國政府および日本國政府は、それぞれこの協定に定める期間中およびこの協定に定める条件で、付属書Aとしてこの協定に添付される表および将来日本國政府とアメリカ合衆國政府との合意によりこの協定に添付される表に掲げる艦艇を貸し、および借り受けるものとする。

第二條 日本國政府は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定の規定に従つて、前記の艦艇を占有し、かつ、使用するものとする。

第三條 この艦艇の貸與は、この協定に基いて貸與される艦艇の引渡しの日の翌日から起算して五年をこえない期間有效とする。もつとも、兩國政府は、日本國政府の要請がある場合には、貸与期間の満了の日の六カ月前に、相互間の合意によ

つて定める五年をこえない追加の期間、貸与期間を延長することが適切かつ可能であるかどうかについて協議するものとする。ただし、アメリカ合衆國政府は、この協定に基いて貸与したいずれかの艦艇の返還を貸与期間の満了前に要請することが自國の防衛上必要とされるときは、その要請を行うことができる。この場合には、日本國政府は、第八条の規定に従つてその艦艇を速かに返還するものとする。

第四條 各艦艇は、艦艇内で利用することができる定数品および予備品(消耗品および燃料を含む)とともに、相互間で合意した時および場所において日本國政府に引渡すものとする。各引渡しは、引渡証書により証明する。日本國政府は、引渡しの時に艦艇内にあるすべてのギ装品、器具、燃料、消耗品、予備品および交換用部品を使用する権利を有する。

第五條 日本國政府は、艦艇に自國の旗を掲げることができ、艦艇および第四条後段に掲げる付属物(燃料、消耗品、予備品および交換用部品を除く)に對する権原は、アメリカ合衆國政府が有するものとする。日本國政府は、操作上の目的でかつ自己の負担で、艦艇に對するアメリカ合衆國の権原に影響を及ぼすことなく艦艇の取付品を改変することができる。日本國政府は、別段の合意がない限り、その艦艇を返還する前に、自己の負担で、改変前における取付品の仕様書に従うように、その改変した取付品を原状に回復しなければならぬ。

第六條 日本國政府は、アメリカ合衆國政府の同意を得ないで、艦艇または艦艇内のギ装品、器具、予備品もしくは交換用部品の物理的占有を放棄してはならず、また、これらに関する図面、仕様書その他の情報を日本國政府の職員または委託を受けた者以外のいかなる者にも漏らしてはならない。日本國政府は、艦艇内のギ装品について、アメリカ合衆國において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するような秘密保持の措置を執るものとする。

第七條 日本國政府は、艦艇の引渡し、使用または操作に関連してアメリカ合衆國政府に對して生ずるすべての請求権を放棄し、また前記の事項に関連して第三者が主張するいかなる請求権によつてもアメリカ合衆國政府が損害を受けないようにするものとする。

第八條 艦艇は、第三条に規定する貸与期間の満了の時に、滅失してない限り、アメリカ合衆國政府が指定する時および場所において日本國政府に引渡された時と実質的に同一の状態(通常の減耗または損傷および侵略者の兵力の行動による損害を除く)で返還されなければならない。第四条後段に掲げる種類の付属物で

返還の時に艦艇内にあり、かつ、アメリカ合衆国の財産でないものは、同国の財産になるものとする。いずれかの艦艇が侵略者の兵力の行動により損害を受けたは滅失したときは、日本国政府は、その損害または滅失に對する責任を免除されるものとする。いずれかの艦艇が、全損となつたと日本政府が認めるような損害を、なんらかの原因により被つたときは、日本国政府は、全損であると宣言する前に、アメリカ合衆国政府と協議しなければならぬ。いずれかの艦艇が侵略者の兵力の行動以外の原因により滅失したとき、またはその艦艇が返還の時に最初に引渡された時と実質的に同一の状態になく、かつその同一でない状態が侵略者の兵力の行動による損害の結果、もしくは通常の滅失もしくは損傷によるものでないときは、日本国政府は、相互間で合意する公正かつ妥当な補償をアメリカ合衆国政府に支払うことに同意する。

第九條 兩國政府は、この協定の実施のため必要な取決を行うものとする。

第十條 この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国がこの協定を批准した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

付屬書 A

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の千九百五十四年五月十四日付の日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の規定に従つて日本国政府に貸与される艦艇の表

| 艦種 | 艦名 | 型 |
|-------|--------------------|---|
| 駆逐艦 | 千六百トン型 | |
| 護衛駆逐艦 | 千六百トン型 | |
| 護衛艦 | デーゼル・エレクトリック・タンデム型 | |
| 護衛艦 | デーゼル・エレクトリック・タンデム型 | |

眞珠貝採取日豪暫定取決め

外務省は、五月三十一日眞珠貝採取に關して去る二十四日西駐豪大使とタンゲ豪務次官との間に調印された暫定取決を發表した。

アラフラ海における眞珠貝漁業についての日豪間の紛争は國際司法

裁判所に提訴されることになつてゐるが、この暫定取決めは國際司法裁判所の最終判決が下るまでの間の眞珠貝採取の規制を定めたものである。

一九五二—一九五三年オーストラリア眞珠貝漁業法の日本国民に對する適用に關する紛争について國際司法裁判所の最終判決があるまでの間、日本国民による眞珠採取を規制するための暫定取決め

日本国政府およびオーストラリア政府は日本国民に對する一九五二—一九五三年オーストラリア眞珠貝漁業法の適用に關する紛争について國際司法裁判所の最終判決あるまでの間日本国民による眞珠貝採取を規制するため次の暫定取決を協定した。

第一條 この暫定取決めの適用上

(a) 「眞珠貝採取」とは、ピンクタダ・マキシマ種(通称白ちよう貝)の眞珠貝およびピンクタダ・マルガリチア種(通称黒ちよう貝)の眞珠貝を捜索し、または採取する作業をいう。

(b) 「日本国民」とは、日本国の国籍を有する者で、眞珠貝採取に従事してゐる時にオーストラリアまたはその属地内に居住してゐないすべてのものをいう。

(c) 「オーストラリアの法令」とは、一九五二—一九五三年オーストラリア眞珠貝漁業法ならびにこれにもとづいて作られ、もしくは発せられる規則、布告および告示またはこれらの法令を補正し修正もしくはこれに代る法律もしくは文書をいう。

(d) 「画定区域」とは、オーストラリアの法令にもとづいてオーストラリア水域として布告された区域のうち領海をこえる部分をいう。

第二條 この暫定取決めのいかなる規定も、またこの暫定取決めに關連して日本国政府またはオーストラリア政府がとるいかなる行動も、この紛争の是非に關するいづれの締約国の法律上の立場をもまつたく害しないものと了解される。前記の規定または行動はいづれの締約国も兩國が考慮してゐる國際司法裁判所における訴訟手續の進行中いかなる方法によつても採用してはならない。

第三條 (1) 日本国民および日本の眞珠貝採取船その他の船舶で画定区域において眞珠貝採取に従事しようとするものは日本国政府およびオーストラリア政府の双方からそのための許可を受けるものとする。

(2) オーストラリア政府はこの暫定取決めの条項に従うことを条件としてこ

の暫定取決が有効である間の各真珠貝採取漁期について日本国政府から許可を受けた日本国民および日本の真珠貝採取船その他の船舶に対し、オーストラリアの許可を受けるため当該国民および船舶が提出する申請書を日本国政府がオーストラリア政府に送付した場合には、オーストラリアの法令にもとづく許可を与えるよう取り計うものとする。

第四條 一九五四年度の真珠貝採取漁期について

(a) 画定区域における日本の真珠貝採取船の数は二十五隻(一隻の母船、一隻の採取船および一隻の漁業監視船を含まない)を超えないものとする。

(b) 画定区域において日本が採取する真珠貝の総量は、前記の区域における一九五三年度の漁期の日本の採取量を超えないものとする。

(c) 日本の真珠貝採取船は、画定区域のノーザン・テリトリー区の第二、第三、第四、第五、第六、第七、第十七、第十九、第二十、第二十一および第二十二の小区(海岸から十海里以内の水域を除く)においてのみ真珠貝採取に従事するものとする。

第五條 オーストラリア政府は、この暫定取決めが有効である間の一九五五年度以降の漁期については第四條に掲げる取決めを基礎として、保存上の要求を考慮しかつ前年度の漁期における操業の結果に照らし適当と認められる変更を加えて日本国民による真珠貝採取について取決めるものとする。

第六條 日本国民および日本の真珠貝採取船その他の船舶で画定区域において真珠貝採取に従事するものは日本国の法令の規定に従うほかオーストラリアの法令の規定に従うものとする。

第七條(一) 日本国政府は、日本国民および日本の真珠貝採取船その他の船舶で画定区域において操業するものが、この暫定取決めを守ることを確実にするため、自国の漁業監視船により有効な監視を実施することを約束する。

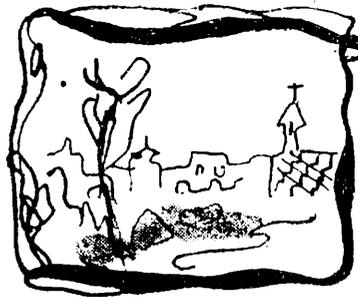
(2) オーストラリア政府は、オーストラリアの法令にもとづく監視を実施するにあたり、日本国政府が自国の漁業監視船により行う監視を考慮に入れるものとする。

第八條 この暫定取決めは、その署名の日に効力を生じ、画定区域における日本国民に対するオーストラリアの法令の適用に関する両国の間の紛争について国際司法裁判所の最終判決があるまでの間、引き続き効力を有する。

以上の証拠として下名はそれぞれの政府により正当な委任を受けこの暫定取決めに署名した、一九五四年五月二十四日キャンベラでひとしく正文である日

本語および英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
オーストラリア政府のために
西 春彦
A・H・タンゲ



圖書室だより

新購入圖書紹介

圖書名

著編者

| | |
|---------------|-----------|
| 新平家物語 第一四卷 | 吉川 英治 |
| 同 第一五卷 | 同 |
| 弁 慶 第六卷 | 富田 常雄 |
| 女性に関する十二章 | 伊藤 整 |
| 獨立外交 | 湯川 洋藏 |
| 日本經濟地圖 | 大内 力 |
| 農業恐慌 | ウイーン・チヤール |
| 第二次大戰回顧録 第一八卷 | 菅 原 通 濟 |
| 馬 づ ぶ | 内 田 百 問 |
| 阿房列車 | 同 |
| 第二阿房列車 | 同 |
| 昭和文學全集 第二八卷 | 中 島 敦 |
| 同 第三五卷 | 尾 崎 士 郎 |
| 同 第三六卷 | 井 伏 鱒 二 |
| 日本資本主義講座 Ⅲ | 神 野 璋 一 郎 |
| 大人名事典 第五卷 | 下 中 弥 三 郎 |
| 道元禪師の話 | 里 見 啓 |
| 世界大思想全集 第一二卷 | フオイエルバツハ |
| 同 | マルクス |
| 選挙制度 | 伊藤 篤 |
| 判例大系 21 | 第一法規出版 |
| 同 36 | 株式会 社 |
| 同 | 同 |
| 社規社則集 | 高 宮 晉 |
| 日本經濟年報 | 東洋經濟新報社 |
| 労働經濟四季報 第三集 | 労働經濟研究会 |
| 交通年鑑 一九五四年版 | 交通協力会 |
| 賄 賂 罪 | 定塚 道 雄 |

石 炭

註解日本國憲法 上巻(1)

新刑法註本

源氏物語 第八卷

法律のミステーク

日本目録規則 一九五二年版

日本政治思想史研究

日本農業の經濟構造

民法講 和 上巻

福島自由民権運動史

ドルの打ち建てた世界 上巻

日本の労働者

墮落と恩寵

恩寵と真理

神のこひつじ

人間の歴史 第四卷

労働争議と警察

文書取扱手続

公用文の作成要領

就業規則

昭和財政史 第一四卷

安田善次郎

日本方言学

ヤロビの實際

孫 文 伝

諺語大辞典

故事熟語大辞典

町村合併の諸問題と町村合併促進法

新アジア大観

滝本 清

法学協会

木村 亀 二

谷崎 潤 一 郎

佐藤 達 夫

日本図書館協会

丸 山 貞 男

近 藤 康 男

末 広 敬 太 郎

高橋 晋 夫

天、達 忠 雄

中 沢 博

同

同

安 田 徳 太 郎

三 井 脩

富 川 清

同

小 沢 守 雄

昭和財政史編集室

織 田 誠 夫

東 条 操

杉 充 胤

鈴 江 言 一

藤 井 乙 男

池 田 四 郎 次 郎

林 忠 雄

仁 井 田 隆

伊 藤 述 史

圖書名

野鳥の話

社会福祉 一、二、三号

北海道農地改革史 上巻

物産斡旋大阪事務所業務案内

出版年鑑 一九五三年版

林業試験場研究報告 No.88

森林火災国営保險事業統計表

視聽覚教育資料 二、三集

苗畑の害虫

四国内海地方ひのき森林分収概表

専用電信電話料金の沿革

北海道行政年鑑 昭二七年度版

北海道農業試験場彙報 六六号

北海道農業試験場報告 四六号

札幌市のいきおい 二九年版

失業対策年鑑 二八年度版

防霧林に関する研究 第四輯

北海道畜産の展望

北海道水産業の經濟構造

文部図書館のしおり

地方公務員月報 二号

税務通信 三五号

北海道自治 五月号

教育統計 三月号

調査月報 四月号

郵政統計月報 三月号

水産時報 同

世界月報 一月号

施設 三月号

郵政 四月号

農林水産統計月報 二月号

受贈先

北海道林務部

道社会福祉協会

道農地部

道商工部商務觀光課

富 貴 堂

農林省林業試験場

林 野 庁

文部省社会教育局

林 野 庁

林野庁林業試験場

日本電電公社

北海道総務部企画室

道農業試験場

同

札幌市役所

労働者失業対策課

北海道林務部

道農務部畜産課

道総合開発局

道委員会事務局

国立国会図書館

自治 庁

道総務部税務課

道自治協会

文部省調査課

普及局統計課

北海道拓殖銀行

調査課

郵政省経理局統計課

水産 庁

外務省情報文化局

電気通信施設局

郵政省人事能率課

農林省統計調査部

| | | |
|-------------|---------------|---------------|
| 農林統計調査 | 三月号 | 農林省 |
| 機械統計月報 | 一、二月号 | 通商産業大臣官房調査統計部 |
| 非鉄金屬等需給統計月報 | 一、二月号 | 通産省 |
| 非鉄金屬製品統計月報 | 一月号 | 同 |
| 石炭生産統計月報 | 一月号 | 同 |
| 林野時報 | 三月号 | 林野庁 |
| 岐阜県会沿革誌 | | 岐阜県議会議務局 |
| 神奈川県議会議月報 | 三、四月号 | 神奈川県議会議務局 |
| 栃木県議会議月報 | 三、四月合併号 | 栃木県議会議務局 |
| 東京都議会議月報 | 二、三月合併号 | 東京都議會議會局 |
| 福井県議会議時報 | 二、一、二、三、四月合併号 | 福井県議會議會局 |
| 兵庫縣議會議時報 | 三、四月合併号 | 兵庫縣議會議會局 |
| 山口縣議會議月報 | 二、三月合併号 | 山口縣議會議會局 |
| 茨城縣議會議月報 | 二、一月号 | 茨城縣議會議會局 |
| 山形縣議會議月報 | 二、三月合併号 | 山形縣議會議會局 |



昭和二十九年六月二十日発行

北海道議會時報（第六卷第六號）

編集 北海道議會事務局調査課

発行 北海道議會事務局

電話 ② 六九一九番

五月のメモ

- 1 ○対比賠償全権帰国
○メーデー平穩裡に終る
○MSA四協定発効
○アジア競技大会マニラで開幕
○憲法記念日
- 2 ○夕張小野炭鉱でガス爆発、死者五名、重傷五名を出す
○吉田首相邸に賊
- 3 ○こどもの日
○サケ・マス北洋出漁五船団函館出港
- 4 ○刑期満了者の帰国などについて日赤、ソ連赤十字社に援助要請打電
- 5 ○衆院、国会々期二週間(二十二日まで)延長可決
○防衛二法案、衆院を通過
- 6 ○デイエンピエンフ陥落、ラニエル仏首相発表
○アジア競技大会閉幕
- 7 ○第一回東南アジア映画祭開く
○母の日
- 8 ○夜半から、二十米内外の暴風雨全道を襲う
○稚内、夕張などに降雪
○湯川の繁華街五十余戸焼く
- 9 ○政府、首相の外遊について在京各国大使館を通じて正式通告
○秘密保護法案衆院にて可決(賛成二三一、反対二〇〇)
- 10 ○米国防総省、原子力委員会は太平洋実験地における水爆実験終了について共同声明を公表
○日米艦艇貸与協定調印
- 11 ○教育二法案、参院で修正可決、衆院回付
○教育二法案、参院にて修正可決
- 12 ○警察法案衆院通過(賛成二五四、反対一二七)
○大野開発庁長官米道
○俊鶴丸、ビキニ海域調査に東京港出港
- 13 ○暴風対策、第一回臨時道議会開会、即日閉会
○公共学校での人種差別、米大審院で違憲の裁定
- 14 ○京都に驚異的な放射能雨(十六日夜の降雨から二万八千カウント)
○天皇、皇后両陛下の御米道内定
○松本三益氏に無罪判決(東京地裁)
○困鉄労組中央委、解雇の三役を再選
- 15 ○両院会期九日間延長を可決
○米、マーシャル群島水域の立入禁止を解除
- 16 ○世界レスリング選手権大会、東京体育館で開幕
○雄武で繁華街五十六戸焼く
- 17 ○白井、エスピノザ、世界フライ級タイトル十五回戦(白井判定勝)
○秘密保護法案参院にて修正可決、衆院回付(賛成一一七、反対七二)
- 18 ○オスロで開催中の赤十字社連盟理事会で、大量殺傷兵器の禁止決議案提出
○澧川などに降雪
- 19 ○衆院中共赤十字代表招請決議案を可決(参院二十九日可決)
○人事院、勤務地手当地域改訂を勧告
- 20 ○教育二法案、衆院で参院回付案に同意成立
○秘密保護法案、衆院で参院回付案に同意成立
- 21 ○日教組第十一次大会、札幌市民会館で開幕
○衆院国会、会期三日間再々延長可決(参院は三十日可決)
- 22 ○真珠貝採取、日豪暫定取決め発表
- 23 ○教育二法案、参院で修正可決、衆院回付
- 24 ○雄武で繁華街五十六戸焼く
- 25 ○白井、エスピノザ、世界フライ級タイトル十五回戦(白井判定勝)
- 26 ○秘密保護法案参院にて修正可決、衆院回付(賛成一一七、反対七二)
- 27 ○オスロで開催中の赤十字社連盟理事会で、大量殺傷兵器の禁止決議案提出
○澧川などに降雪
- 28 ○衆院中共赤十字代表招請決議案を可決(参院二十九日可決)
○人事院、勤務地手当地域改訂を勧告
- 29 ○教育二法案、衆院で参院回付案に同意成立
○秘密保護法案、衆院で参院回付案に同意成立
- 30 ○日教組第十一次大会、札幌市民会館で開幕
○衆院国会、会期三日間再々延長可決(参院は三十日可決)
- 31 ○真珠貝採取、日豪暫定取決め発表